

事業説明書

令和8年8月18日

事業名称	令和8年佐倉市街頭防犯カメラ更新工事	事業担当課名
事業場所	佐倉市西志津1丁目7番地8地先	危機管理課
事業概要	街頭設置防犯カメラ2台の機器更新	
事業期間	契約確定日 から 令和8年12月7日 まで	
事業説明内容	1. 事業説明に対する質問について	
	・質問書は、令和8年8月25日(火)15:00までに、ファクスまたは電子メールで提出してください。(時間厳守) ・質問に対する回答は、令和8年8月27日(木)15:00までにファクスまたは電子メールにより質問書と同様の方法で行います。 ・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名および質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。(件名の記載例:【質問書】令和〇年度〇〇工事) ・質問がない場合は質問書を送付する必要はなく、回答書も送付しません。	
	2. 工事に関する注意事項について	
	・現場施工に際し、関係法令等を遵守し施工すること。 ・環境を配慮し、低騒音・低振動・低排気ガス型作業機械を使用のこと。 ・建設副産物、産業廃棄物は再資源化処理施設等へ持ち込み、マニフェスト等関連法令にしたがって処分の上、報告のこと。 ・建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)を利用して、搬出先調査票(計画書・実施書)を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出すること。 ・第三者災害を起こさぬよう、安全に十分注意して施工すること。 ・本工事に伴う埋設物・周囲建物等への影響について、必要な場合には事前調査を行い工事により損傷破損した場合は、受注者の負担により処理すること。 ・近隣建物への影響については、必要な場合は事前に調査を行い、工事による障害については受注者の負担により処理すること。 ・道路及び調整池に損害を与えた場合には、受注者の負担において処理すること。 ・工事に必要な官公署等への手続きは受注者が代行し、かつ速やかに行うこと。なお手続きに係る費用は、原則として受注者の負担とする。 ・履行報告書を提出すること。 ・火災保険、建設工事保険その他の保険を締結し、保険の写しを提出すること。 ・公道上での工事であるため、通行者等の安全・防犯等に十分注意して工事を実施すること。 ・工事に当たっては交通誘導員を配備し、通行人の安全に努めること。 ・工事の騒音・振動により、道路交通に支障をきたす恐れがある場合は、監督員と協議し、夜間・休日に施工を行うなど配慮すること。	
	3. 担当部署及び連絡先	
	佐倉市役所 危機管理部 危機管理課 防犯・安全安心対策班	
	電話 043-484-6161 FAX 043-486-2502	
	メール bosai@city.sakura.lg.jp	